

第2章

後期基本計画

第2章 後期基本計画

第1節 生涯にわたって学べる環境づくり

- 1 家庭教育、学校教育、社会教育の充実
- 2 学校・家庭・地域の連携
- 3 キャリア教育及び職業能力の向上

第2節 多様な学習活動づくり

- 1 健康づくりとスポーツ振興
- 2 文化芸術活動の推進
- 3 国内外の交流活動の推進
- 4 現代的課題に関する学習機会の充実

第3節 生涯学習推進体制づくり

- 1 学習ニーズの的確な把握と情報共有
- 2 指導者の育成・活用と条件整備
- 3 学習の場の提供
- 4 学習成果の評価と活用
- 5 生涯学習による地域づくりの推進
- 6 生涯学習推進体制の整備

第1節 生涯にわたって学べる環境づくり

1 家庭教育、学校教育、社会教育の充実



家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、豊かな情操や自立心などの育成、調和のとれた心身の発達など、「生きる力」を身に付ける上で重要な役割を担っています。

しかし、近年の社会環境は、過疎化や少子化の進行、高齢化社会の加速、ひとり親世帯の増加など家族形態の変容、情報化社会の急速な発展、人々のライフスタイルの多様化など、家庭や地域の環境が大きく変化したことにより、子育てについて不安や孤立を感じる家庭に対する支援が重要となっています。

令和5年4月にこども基本法が施行され、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

本町では、「第2期長沼町子ども・子育て支援事業計画」を完了した成果と課題を踏まえ、「第3期長沼町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定したところです。

当該計画では、子どもと家庭を取り巻く環境がますます多様化する中で、すべての子どもが健やかに成長し家庭が安心して子育てを行えるよう、子ども・子育て支援の一層の充実を図るため、方向性を定めています。

また、令和6年度に新設した「こども家庭センター」では、子どもと家庭に迅速かつ効果的な支援を提供するため、母子保健部門と児童福祉部門の支援を一体化し、関係機関と連携した妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を行います。

学校教育の役割は、子ども一人一人が将来において人生を幸福に過ごすことができるよう、社会で必要となる基礎的な力を身に付けさせることにあります。

これからの社会を担う子どもたちが、自立した人間として生きていけるよう、身に付けさせるべき「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を、バランスよく育成することを通じて、「生きる力」をより一層育んでいくことが大切です。

また、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化する中で、「生きる力」を確実に身に付けるためには、学校・家庭・地域社会の連携を強化し、多くの大人が子どもに関わりながら教育を進めていくことが不可欠であり、地域全体で子どもたちを守り育てていくことが必要です。





このため、本町では、学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの成長を支える仕組みとして、「コミュニティ・スクール」を導入したところであり、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

社会教育は、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、また、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会の実現に向け、その中核的な役割を担っています。

教育や学習は学校教育において完結するものではありません。生きがいのある心豊かな人生を送るためには、ライフステージに応じた学習活動が大切です。

社会的課題が多様で複雑化された今日において、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにも関わらず、一人でも多くの町民のニーズに応じ、誰一人として取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育と学習機会を提供する必要があります。そして、町民一人一人を大切にした学習機会やその学習成果を生かす場や仕組みづくりの充実が求められています。



<施策の体系>

- | | |
|----------------|---|
| 家庭教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 子育てに関する学習機会の充実 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 家庭教育の理解を深める学習機会の充実 |
| 学校教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会で生きる実践的な力の育成 (2) 豊かな心と健やかな体の育成 (3) 学びをつなぐ学校づくりの実現 |
| 社会教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯各期の学習機会の充実 (2) 学校・家庭・地域が連携した子どもの健全育成 (3) 文化芸術に触れた心の豊かさの向上 |

○家庭教育の充実

【主な施策】

(1) 子育てに関する学習機会の充実

- ① 保護者のだれもが気軽に参加できる、子育てに関する学習機会の充実に努めます。
- ② こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の一体的な切れ目のない支援を目指します。
- ③ 児童センターを核として家庭と地域の教育力アップに努め、子どもの居場所づくりを推進します。



児童センターぼっくる（外観）



児童センターぼっくる（遊戯室）

(2) 子育て支援サービスの充実

- ① 子育て支援センターにおいてファミリー・サポート・センターをはじめとした、必要な時に必要な支援を受けられる体制を継続し、子育て家庭への支援を行います。
- ② 地域ぐるみでの「子育て」「子育て」支援を行うため、子育て支援センター、子ども発達支援センター並びに教育委員会や関係機関が一体的な支援を行うことができるよう、連携を進めていきます。
- ③ 子育てに関するボランティア組織を育成します。



子育て支援センターはぴ・はぼ
ファミリー・サポート・センター

(3) 家庭教育の理解を深める学習機会の充実

- ① 家庭の教育力を高めるため、保育園や認定こども園、小・中学校における家庭教育学級の充実や家庭教育に関する情報を提供します。
- ② 地域における子どもと大人の触れ合う機会の拡充や子ども会活動を支援します。
- ③ 家庭教育の重要性が意識されるよう、その啓発と家庭教育を学ぶ機会の充実に努めます。



中央長沼保育園

○学校教育の充実

【主な施策】

(1) 社会で生きる実践的な力の育成

- ① 学習のねらいを明確にし、9年間の見通しを持って学ぶことのできる学習過程や、一人一人の子どもが主語になる授業スタイルの確立に取り組むなど、抜本的な授業改善に努めます。
- ② 全国学力・学習状況調査やほっかいどうチャレンジテスト、標準学力調査等の結果をもとにした学力向上の取組の検証・改善に努めます。
- ③ 小・中学校9年間の見通しを持った教育活動全体のカリキュラムの充実に努めます。また、学習内容の難易度を考慮した単元構成の工夫や系統性を意識した計画的な指導の充実に努めます。
- ④ 地域の課題を自分事としてとらえ、探究的な学習の過程を通じて長沼町から学ぶ「長沼ふるさと学」の充実に努めます。
- ⑤ 1人1台端末とクラウド環境を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に向けた授業改革に努めます。
- ⑥ 学習アプリなどのICT（注1）環境の効果的な活用や、教員のICTの活用能力の向上等を通じて、学びの質の向上に努めます。また、子どもたちがタブレットを家庭に持ち帰り、いつでもどこでも活用できるようにするなど、学びの機会の拡充に努めます。
- ⑦ 社会的・職業的な自立に向け、キャリア・パスポート（注2）等の活用を通じて、子どもが自分自身の成長や変容に気付くことができるキャリア教育の充実に努めます。
- ⑧ 外国語指導助手（ALT）の活用を通じて、英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、グローバル社会に対応する能力の向上と異文化への理解を図り、国際社会に貢献する人材の育成に努めます。
- ⑨ 将来の自立と社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実に努めます。



長沼小学校



長沼中学校

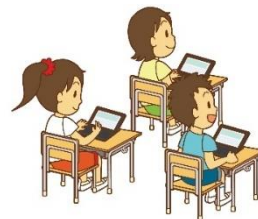
(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を整備し、道徳教育の充実に組織的に取り組みます。また、特別の教科道徳を要とした道徳性の育成に努めます。

注1 ICT ～ 情報通信技術

注2 キャリア・パスポート ～ 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたファイルのこと

- ② 読書活動や体験活動の充実、ピア・サポート（注1）の導入等により、支え合いや思いやりの心の一層の育成に努めます。
- ③ 新体カテストを全学年・全種目で実施し、子どもが主体的に取り組む体育・保健体育の授業改善に努めます。また、望ましい生活習慣の定着や健康の保持促進に自ら取り組む児童生徒を育てる指導の充実に努めます。
- ④ 「長沼町いじめ防止等に関する条例」等に基づき、保護者・地域等と連携し、「いじめ見逃しゼロ」を徹底するなど、いじめ問題の対応の充実に努めます。
- ⑤ 一人一人の子どもの実態に応じ、将来の社会的自立を視野に入れた不登校の対応の充実に努めます。
- ⑥ 子どもたちの防災・防犯意識を醸成し、地域全体で子どもたちを守り育てる防災・安全教育の充実に努めます。
- ⑦ 心身の健康を実現する食事の重要性について学び、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、食育の一層の充実に努めます。
- ⑧ 長沼町の地場産品を積極的に取り入れ、献立の工夫に取り組むなど、安全で美味しい給食の安定提供に努めます。



（3）学びをつなぐ学校づくりの実現

- ① 地域とともにある学校づくりを促進するため、実効性の高い学校評価を推進します。また、学校運営協議会制度など、地域全体で子どもたちの未来を考え、子どもたちの学びの充実に努めます。（追加）
- ② 長沼町一体型義務教育学校の開校に向けた取組を着実に推進するとともに、2027年度（令和9年度）の開校（予定）を契機として、本町の義務教育の更なる質の向上と充実に努めます。
- ③ 小中一貫合同研修会等において外部講師を招聘し、先進事例を学ぶなどの研修の充実に努めます。また、小学校高学年の教科担任制、9年間継続した効果的な生徒指導など、教職員が協働しやすい体制の充実に努めます。
- ④ 子どもたちの学びの状況に的確に対応するため、支援員を配置し、きめ細かな学習支援の充実に努めます。
- ⑤ 体験入学や授業参観・保育参観、共通行事、情報共有の場の設定などを通じて、小中高及び幼保小の連携強化に努めます。
- ⑤ 学校・地域がともに持続可能となる新しい時代にふさわしい「地域とともにある学校づくり」の充実に努めます。
- ⑦ 校務支援システムや汎用的なソフトウェア等を活用した効果的・効率的な業務の推進に努めます。
- ⑧ 保護者・地域からの信頼を得られるよう、教職員の服務規律の保持に向けた実効性のある研修の充実に努めます。また、「学校における働き方改革アクション・プラン」に基づき、新しい時代に向けた持続可能な学校運営体制の整備に努めます。

○社会教育の充実

【主な施策】

(1) 生涯各期の学習機会の充実

- ① 教育委員会と認定こども園、保育園の連携、教育委員会と子ども育成課が連携した家庭教育支援事業を実施し、それぞれの機能を生かした就学前教育、保育の充実に努めます。
- ② 子育て中の親へ子育てに関する情報発信等、乳幼児期の学習機会並びにその支援体制として保育士をはじめとした研修機会の充実に努めます。
- ③ 郷土愛を育むため、学校・家庭・地域が連携し、長沼町の基幹産業である農業などの地域に根ざした学習をはじめ、様々な体験活動やスポーツ、文化など、少年期の学習機会の充実に努めます。
- ④ 長沼町民としての自覚を育むことができるよう、様々な交流活動や長沼町の青年団の活動支援等、青年期の学習機会の充実に努めます。
- ⑤ 学習情報の的確な発信とニーズに応じた学習機会等、成人の学習機会の充実に努めます。
- ⑥ 社会参画、地域貢献活動につながるようその環境の醸成に努めるとともに、高齢者の学習機会の充実に努めます。



子どもリーダー養成研修会

(2) 学校・家庭・地域が連携した子どもの健全育成

- ① 子どもたちが放課後等を安全で有意義に過ごすことができるよう児童センターの運営並びに放課後児童クラブ事業の充実に努めます。
- ② 地域と学校が協働して地域全体で子どもたちの成長を支えるために設置した地域学校協働活動事業（放課後子ども教室、学校支援、土曜日の学習支援活動、長期休業中の学習支援等）の充実に努めます。
- ③ 学校とPTAの連携を促進し、家庭教育環境の向上を図るため、家庭教育支援事業の充実に努めます。
- ④ 地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の事業活動等の充実に努めます。

(3) 文化芸術に触れた心の豊かさの向上

- ① 心の豊かさを育むために文化芸術に触れる機会の充実に努めます。
- ② 文化の振興発展のために町内の文化団体を支援します。
- ③ 郷土愛を育むために史跡、埋蔵文化財の保護及び郷土芸能を保存、継承します。



気軽にクラシックコンサート

注1 ピア・サポート ～ 同じような立場や課題を抱える仲間同士で支え合う活動

2 学校・家庭・地域の連携



学校は、自立して社会を生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、基礎的な学力や集団生活を学ぶ場であり、家庭は教育の出発点として、またこれからの時代を生きぬく能力、意欲、個性を培う基礎となる場です。

一方、子どもたちが地域で大人と交流することは、社会のルールやマナーを学ぶことにつながり、社会に参画する上で必要な資質や手段を学ぶ場と言えます。

しかし、家庭では核家族化などの家庭形態、共働きなどを含む就業形態の変容により家庭教育の環境が大きく変化するなど、保護者の意識や行動にも様々な変化が現れ、家庭の教育力の低下が懸念される状況となっています。また、地域では子ども同士が触れ合う場面や地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。



子どもは、多様な人々との関わり合いや様々な経験、体験を重ね、学び合いながら人間的に成長することが理想であり、これは学校のみで育めるものではありません。

コミュニティ・スクールの主旨である「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ連携協働し、三位一体となって地域全体で子どもの成長を支える体制づくりが求められます。



大豆でお菓子を作ろう！
(土曜日の学習支援活動)

<施策の体系>

学校・家庭・地域の連携 (1) 学校・家庭・地域の連携

【主な施策】

(1) 学校・家庭・地域の連携

- ① 参観日や学習発表会などの学校行事へ地域からの参加を促します。
- ② 児童生徒や教職員が地域活動へ積極的に参加できるよう意識啓発に努めます。
- ③ 地域学校協働活動に関わる地域学校協働活動ボランティア制度など、地域の方々を講師や指導者として学校に招き、子どもたちに豊かな学びを提供します。
- ④ 子どもの健全育成のため、PTAの研修機会の充実、活性化を図ります。
- ⑤ 多様な体験活動を提供するため、知識や技術、経験を持つ意欲ある人々を指導者として育成するとともに、学習プログラムや指導者バンクの整備・充実を図ります。
- ⑥ 青少年を対象とした事業が、効果的かつ円滑に実施されるよう、長沼町青少年育成町民会議等の関係機関との連携に努めます。
- ⑦ PTAによる地域の方々と関係機関が連携しボランティア防犯パトロールなど、地域における安全確保の支援に努めます。
- ⑧ あいさつ運動、子ども110番の家など、地域で子どもを守る意識啓発に努めます。
- ⑨ 安全マップの活用や不審者情報など、関係機関における情報共有に努めます。
- ⑩ 長沼町青少年育成町民会議の活動を中心に、地域における子どもと大人の触れ合う機会の拡充や子ども会活動を支援します。
- ⑪ 全ての児童が放課後や休日を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、児童センターの運営及び放課後児童クラブ事業を充実し、また、地域学校協働活動事業である放課後子ども教室や土曜日の学習支援活動を推進します。
- ⑫ 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒が放課後の活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、また、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じ、自己表現、活力ある地域づくりの環境を一体的に整備していくことを目指します。

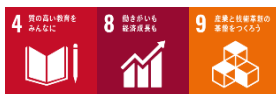


～地域ボランティアの活用～



下校時の巡回指導
(青少年センター)

3 キャリア教育及び職業能力の向上



生産年齢人口の減少，グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により，社会構造や雇用環境は，大きくまた急速に変化しており，予測が困難な時代となっています。

このような中、小・中学校においては、「児童生徒が学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」という学習指導要領の規定に基づき、キャリア発達を促すキャリア教育を推進することが求められています。

また、職業能力の向上を図るためには、学校教育段階から、勤労観、職業観の育成を図るとともに、社会教育施設などにおいても、若者や働き盛りの世代の人のための職業能力の向上につながる学習支援を充実していくことが求められています。

<施策の体系>

- キャリア教育及び職業能力の向上
- (1) キャリア教育の推進
 - (2) 職業能力の向上

【主な施策】

(1) キャリア教育の推進

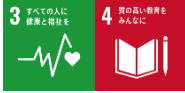
- ① 初等中等教育段階から、児童生徒一人一人に勤労観、職業観の育成を図るために、就業体験機会を提供します。
- ② 学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成する上で、在学中に将来のキャリアに関連した就業体験を行うインターンシップを推進します。
- ③ インターンシップの受入れの充実を図るために、地域の企業や団体などとの連携を強化します。

(2) 職業能力の向上

- ① 若年者のキャリア形成が、さらに効果的に行われるようにするため、職業能力開発機関等における訓練機会の提供や就業相談体制の充実に努めます。
- ② 長沼町と大学等の高等教育機関が連携して、産業人材の育成に必要な学習機会の充実を図ります。
- ③ 企業においては、職業能力開発促進法による、勤務時間の弾力化などの多様な働き方により、一人一人が職業能力向上のための学習活動に参加しやすい環境を整えることが期待されるので、職業の安定と労働者の地位の向上を図るため、制度の周知に努めます。

第2節 多様な学習活動づくり

1 健康づくりとスポーツ振興



近年、食生活を取り巻く環境の変化、交通手段の変化に、多忙な生活による睡眠不足やストレスなど、社会環境の変化に伴い健康への不安が高まっています。健康を保持・増進するためには、食事量や栄養バランス、運動による身体活動など個々の年齢や身体にあった健康に関する生活習慣や生活環境を整えることが大切です。

スポーツは健康及び体力の増進のみならず、心身の健全な発達、精神的な充足感、自立心その他の精神の涵養等に効果があると言われています。

特に、青少年期におけるスポーツ活動は、体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協働する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼします。



長沼町総合保健福祉センターりふれ

また、健康との関係では、運動量が多い人はそうでない人と比較して、循環器疾患や糖尿病などの発症リスクが低いことがわかっており、最近では高齢者のフレイル（注1）や認知機能の低下を予防することも明らかになっています。

日常的に運動に親しみ、スポーツを楽しむ、またはスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければなりません。

長沼町では、長沼町健康増進計画を策定し、生活習慣病の発症予防や重症化予防、フレイルや認知症の予防等、町民のライフステージに応じた健康課題への対策に取り組んでいます。

注1 フレイル ～ 健康な状態と要介護状態の中間の段階の状態であり、予備能力低下により身体機能障害に陥りやすい状態のことの総称

また、スポーツの振興に関して本町では、「第4期長沼町スポーツ推進計画」（計画期間：令和7年度～令和10年度）を新たに策定し、長沼町の目指す姿「ひとと自然の共生 きらめく田園と交流のまち」の実現に向け、健康で活力に満ちた「生涯スポーツ社会の実現」を目指すこととしています。



長沼町スポーツセンター

<施策の体系>

健康づくりとスポーツ振興

- (1) 健康づくりの推進
- (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備
- (3) 学校・家庭・地域における子どもの運動、スポーツ機会の推進
- (4) 住民が主体的に参画するスポーツ環境の充実

【主な施策】

(1) 健康づくりの推進

- ① 全ての町民が心身ともに健康で暮らせるよう、各種講座や学習機会において健康の保持・増進のための知識の普及、啓発を図ります。
- ② 健康教室やスポーツ教室、出前講座などを活用し、一人一人の実態に応じた効果的な生活、運動指導の実施に努めます。
- ③ 町内の緑豊かな自然環境や資源を活用した健康づくりを推進します。

(2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備

- ① 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ団体がこれまでに培ってきた優れた機能やノウハウ、資源や特性を生かしつつ、相互で支援・補完できるよう、パートナーシップ体制の確立と組織体制の充実強化を図ります。
- ② スポーツ団体並びに教育委員会、保健福祉課における連携に努め、高齢者や障がい者が気軽にスポーツ活動へ参加することで、子どもたちを含む多世代が交流、コミュニケーションを図ることができる場を設けるなど、世代を超えたスポーツ交流を推進します。
- ③ ニュースポーツやレクリエーション活動などの先進事例等を収集し、その情報発信、指導者の育成に努めるとともに、町内におけるスポーツ活動が充実するよう、スポーツ団体等が連携、協働できる体制を整備します。

(3) 学校・家庭・地域における子どもの運動、スポーツ機会の推進

- ① 子どもの体力、運動能力の向上に向けた学校体育に関する活動の充実、放課後や土日のスポーツ活動など、学校・家庭・地域が連携した取組や、運動や外遊びを行う中でスポーツの楽しさを実感させ、運動習慣の定着、生活習慣の改善につながるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。
- ② スポーツ少年団活動等をとおして子どもたちの公平な態度を養ったり、スポーツ少年団の指導者に対して研修会等を開催し、指導者が安定・安心して指導現場で活動できるよう人材育成に努めるなど、スポーツ少年団の活動の充実に努めます。
- ③ 子どもたちが、基本的な生活習慣や体力を身に付け、たくましく生きぬくことができるよう、学校・家庭・地域が連携、協働して、親子でスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、保護者に対する運動、スポーツの必要性について、その普及、啓発に努めます。

(4) 住民が主体的に参画するスポーツ環境の充実

- ① スポーツ活動の活性化に向け、スポーツ推進委員やスポーツ指導員に対し研修会を開催するなど、障がいの有無を問わず誰もがスポーツに参加し、親しむことができるよう、町民のニーズに応じたスポーツ指導者の資質向上の充実に努めます。
- ② 一流のスポーツ選手や指導者と身近に接したり、交流したりすることで、町民がスポーツの魅力を感じ、スポーツに対する意欲を高揚させ、多くの子どもたちが夢や希望を育むことのできる機会の提供を推進します。
- ③ 全ての人々が安全かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設環境の充実、学校体育施設の開放等、公共施設を有効活用します。
- ④ 住民が主体的に参画して地域コミュニティの核となるようにスポーツ団体との連携強化を図り、新たな組織づくりを推進するとともに、スポーツ少年団や種目別競技団体の専門性の高い指導者を活用した指導システムの構築に努めます。



町民登山



ラジオ体操講習会

2 文化芸術活動の推進



文化芸術は、人々に感動や生きがいを与え、潤いのある生活をもたらすとともに、魅力のある住みよいまちづくりのために欠かせないものです。

長沼町では、主に文化協会が中心となって本町の文化振興に向け活動しているほか、アート協会会員などがそれぞれの創作活動を通じて、町内外に本町の文化を発信しています。



札幌ブラスバンドコンサート

また、行政が行う各種鑑賞事業のほか、町民自ら実行委員会を組織し自主的な活動として各種コンサートが開催されています。

文化活動は、鑑賞の提供や参加する機会の確保などに配慮しながら、新しく建設される一体型義務教育学校の学校開放も含めて日常の活動や発表する場の確保に努め、今後においても町民の自主的、創造的な文化芸術活動の支援、育成を図っていくことが求められています。

歴史的な文化遺産である郷土芸能や埋蔵文化財は、先人の知恵と工夫を伝えるものとして、継承、保存、活用されなくてはならず、後世へ確実に継承されるように支援するためにも既存施設有効活用や旧校舎跡地利用などを含めた施設整備の検討が課題となっています。



12区B遺跡出土の
異形環状土器



幌内西村遺跡出土の
壺形土器



17区G遺跡出土の
壺形土器

<施策の体系>

- 文化芸術活動の推進
- (1) 文化芸術活動のための条件整備
 - (2) 文化財、伝統文化の保存と継承
 - (3) 専用施設の整備

【主な施策】

(1) 文化芸術活動のための条件整備

- ① 多くの町民が気軽に質の高い優れた芸術を鑑賞できるよう、鑑賞機会の拡充を図ります。
- ② 多くの町民に文化芸術活動への参加を促すために、各種文化団体の活動情報を提供します。
- ③ 指導者を養成するための環境整備に努めます。
- ④ 世代や障がいの有無等を問わず、誰もが身近に文化芸術活動に親しみ、交流し合える環境を整備します。
- ⑤ 文化芸術活動を推進するため、既存団体に対する支援のほか、新たな文化芸術活動団体の育成及び既存文化施設の改善に努め、更なる有効活用を図ります。
- ⑥ 町所蔵の美術品など、町民が身近に触れることができる機会の拡充を図ります。



収蔵美術作品展（図書館ギャラリー）

(2) 文化財、伝統文化の保存と継承

- ① 各種講座を開催し、町民の大切な財産である文化財や伝統文化に対する町民の理解と関心を深めるとともに、その保存と継承の意識高揚を図ります。
- ② 次代を担う青少年に伝統文化を継承するために、その学習機会を提供します。

(3) 専用施設の整備

- ① 歴史的資料、郷土資料等が点在している現状から、それらを保管、展示ができる施設整備を検討します。



舞台公演事業（Aka Duo Recital）

3 国内外の交流活動の推進



都市化、過疎化の進行、核家族化、少子高齢化の進展や産業構造の変化に伴い、地域社会では地域住民の構成員としての意識や連帯感が希薄化し、家庭も孤立化しているという現状があります。

地域社会を活性化させるためには、世代を超えた交流活動はもちろん、子育て経験が豊かな高齢者が地域の子育て世代の相談員になるなど、子育て支援に携わる場面や自身の仕事などの経験、知識を地域で活かす活動も重要な役割を果たします。

また、国際化の急速な進展により、海外との人、物、情報の交流が、さまざまな分野において世界的な広がりを持つようになった今日、グローバルに活躍できる国際的な視野を持った人材の育成、異文化交流や多様な価値観にふれる機会の創出が求められています。

長沼町では、昭和48年、岩手県水沢市（現奥州市）と姉妹都市の締結を、また平成9年には、福島県長沼町（現須賀川市）と友好親善都市の締結をしました。以来、両市と本町との交流が行われており、今後も積極的に交流活動を推進します。

その他人材育成においては、町内在住の中学生を対象とした海外研修派遣を毎年行ってきており、今後も事業を継続していく予定です。



須賀川市（旧長沼町）物産展



奥州市（旧水沢市）観光・特産品販売
（長沼町民文化祭時）



奥州市内小学校（旧水沢市）
姉妹都市を味わう日（長沼町産
じゃがいも、玉ねぎ使用）

<施策の体系>

- | | |
|-------------|--|
| 国内外の交流活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 世代間交流の推進 (2) 地域間交流の推進 (3) 国際理解、交流の推進 |
|-------------|--|

【主な施策】

(1) 世代間交流の推進

- ① 様々な世代が気軽に参加でき、交流し合える場の整備、充実を図ります。
- ② 長年の経験や熟練した技術、知識を次代へと継承するため、シニアクラブや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図り、異世代の人が共に触れ合える機会の充実に努めます。
- ③ 高齢者の積極的な地域社会への参画を支援するとともに、高齢者と子どもとのふれあいなど世代間交流を推進します。

(2) 地域間交流の推進

- ① 地域間交流を推進するため、主体的に交流活動を行う個人、団体を支援します。
- ② 姉妹都市、友好親善都市と積極的な交流を行い、活力ある地域づくりを实践するまちづくりリーダーを養成します。

(3) 国際理解、交流の推進

- ① 国際的な視野に立った人材の養成を図るため、国際交流関係機関等を活用し、国際理解を深める中学生海外派遣研修事業の充実に努めます。
- ② 海外派遣研修事業を継続的に実施し、活力あるまちづくりを实践するリーダーを養成します。
- ③ 国際交流事業を実施している関係機関や団体の活動を活発にするため、積極的な連携を図ります。



中学生海外派遣研修事業
(事前研修の様子)



国際交流ワークショップ in ながぬま
”マオイ de モルック”
(主催：長沼ロータリークラブ)



4 現代的課題に関する学習機会の充実



情報リテラシー（注1）の格差、人口の都市集中、中高年齢層の増加、核家族化、地球温暖化、社会の急激な変化や働き方の多様性など社会は大きく変化しています。そうした変化に適応し、自己啓発を続けていくためには、日常的に直面する様々な課題に対し、継続的に学習し課題解決の方策を導くとともに、自ら学んだ成果を地域社会に生かしていく必要があります。

また、社会福祉協議会、交通安全協会などの関係機関、民間団体等との連携・協力体制の確立を図り、新たな課題に対する学習機会の提供を行うとともに、自主的な学習活動を行っている団体に対し、多方面から支援していくことが求められています。さらに、学習の成果をまちづくりに活かせるよう支援していくことが望まれます。

<施策の体系>

現代的課題に関する学習機会の充実

- (1) 福祉に関する学習活動の推進
- (2) 安全に関する学習活動の推進
- (3) 環境に関する学習活動の推進
- (4) 消費生活に関する学習活動の推進
- (5) 社会の変化に対応した学習活動の推進

【主な施策】

(1) 福祉に関する学習活動の推進

- ① 障がい者に対する理解と認識を深めてもらうため、幅広い人々を対象とする学習機会の充実を図り、ノーマライゼーションを普及します。
- ② 高齢者が社会参加できる場の設定を促進するため、ボランティア養成をはじめとする各種講座の充実や、人材情報の提供など、様々な支援策を講じます。
- ③ 高齢者への理解を促進するため、地域での世代間交流事業を充実します。
- ④ 生涯学習の観点に立ち、行政内部に横断的な体制を整備し、町民が求める福祉に関する学習活動を推進します。

(2) 安全に関する学習活動の推進

- ① 地域や学校などでの交通安全教室、防火・防災・防犯講習会、応急手当や蘇生法講習会などの充実を図るとともに、地域、学校、職場などでの防火・防災訓練の継続的な実施を進めます。

- ② ハザードマップ、避難所マップなどを活用し、緊急時の避難場所や危険箇所の確認など、継続的な危機管理を啓発します。
- ③ 家庭での幼児に対する交通安全教育をはじめ、保育園や幼稚園、小・中学校における組織的、体系的な交通安全学習を推進します。
- ④ 「旗の波街頭啓発」や学校における「交通安全教室」等の実施により、交通安全への意識の向上が図られるよう推進します。



旗の波街頭啓発

(3) 環境に関する学習活動の推進

- ① 自然に対する興味、関心をより一層高めるとともに、環境問題についての正しい理解を深めるため、自然環境を考える学習機会の充実に努めます。
- ② 町民一人一人が環境保全活動に自ら参加する意欲を高められるよう、学校や地域等での効果的な環境教育を推進します。
- ③ 地球温暖化や気候変動による地球環境の悪化及び水・土・海洋・大気環境の保全、再生可能エネルギー、ごみなど多様な環境問題が発生していることから、それらについて学習し、自主的・積極的に環境保全が図られるよう推進します。



(4) 消費生活に関する学習活動の推進

- ① 少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化やICTの普及などで消費者問題の動向が変化していることから、消費者協会や警察と協力し、広報紙での周知及び講習会の実施やイベントなどでの啓発活動を行い、身近な問題である消費生活に関する情報や対応策などについて普及・啓発が図られるよう推進します。

(5) 社会の変化に対応した学習活動の推進

- ① 社会の変化に伴い新たに生み出される課題に対して迅速に対応するとともに、情報及び学習機会を提供します。

注1 情報リテラシー ～ 情報を的確に収集、評価、利用、発信する能力のこと。

第3節 生涯学習推進体制づくり

1 学習ニーズの的確な把握と情報共有



新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展となりIoT(注1)やビッグデータ、AI(注2)、デジタルトランスフォーメーション(DX)といった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が急速に発展しました。クラウド・コンピューティング(注3)技術に基づくサービス拡大、ソーシャルメディアやスマートフォン・タブレット端末の普及など、町民の学習活動のニーズも多様化かつ高度化してきています。

長沼町では、ホームページ上やSNS等で行事等のお知らせを配信しているほか、防災無線、広報紙等で逐次、情報を町民に届けています。



また、後期基本計画を策定するにあたり、アンケートを実施し町民の学習ニーズについても調査しました。

これからは調査結果を参考に学習ニーズに応じた事業展開を図ることはもちろん、情報化が進展している状況を鑑み、クラウド・コンピューティング技術を用いたネットワークサービスの活用や、ソーシャルメディアやスマートフォン・タブレット端末等を活用した学習やオンライン学習など多様な学習機会を設けるなど、学習者が知識や技術等を身に付け向上させていくことも望まれます。

<施策の体系>

- | | |
|------------------|------------------|
| 学習ニーズの的確な把握と情報共有 | (1) 学習情報の充実 |
| | (2) 学習機会と相談体制の充実 |

【主な施策】

(1) 学習情報の充実

- ① 町広報紙による学習情報提供をより一層充実させるとともに、町のホームページを更改することで、インターネットを活用したより多くの情報提供ができる場を目指します。
- ② 学習者が気軽に活用できるような指導者バンク等の整備を図り、町民に広く周知するとともに、学校や関係機関等での有効な活用方法を検討します。



(2) 学習機会と相談体制の充実

- ① 気軽に学習相談ができる体制の充実に努めます。
- ② 情報リテラシーを身に付けられるよう、その機会の充実に努めます。

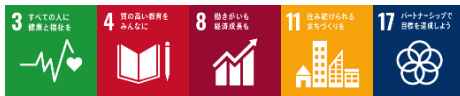


注1 IoT ～ インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

注2 AI ～ 人工知能 (Artificial Intelligence) アーティフィシアル・インテリジェンスのこと。

注3 クラウド・コンピューティング ～ インターネット上のサーバーにあるコンピューターが提供している機能を、インターネット経由で利用する仕組み。

2 指導者の育成、活用と条件整備



町民の学習活動を支援するためには、様々な学習ニーズに対応できる指導体制の充実が必要です。

生涯学習の指導者としては、専門的な知識、技能を有した方々や社会教育関係団体の関係者がいます。

長沼町では、子どもたちの学びの機会として、文化、スポーツ活動、体験活動の場として、地域学校協働活動事業の一環である放課後子ども教室、土曜日の学習支援活動、学校支援事業並びに家庭教育支援事業を実施しています。

これらの事業の指導者として地域学校協働活動ボランティアなど多くの指導者が登録されています。

今後はこのような指導者を含め多くのボランティアを様々な分野から育成し、年齢や所属を超えたボランティア活動を通じて、自己の新しい可能性を見出し、交友関係が広まり、それらが個人の生きがいや地域の活性化につながっていくことが求められます。



学校支援事業（スキー授業での様子）

【地域学校協働活動ボランティア】

<施策の体系>

- | | |
|----------------|---|
| 指導者の育成、活用と条件整備 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 指導者の育成 (2) ボランティアの育成と体制整備 (3) 学習グループの育成 |
|----------------|---|

【主な施策】

(1) 指導者の育成

- ① 町民の多様で高度な学習ニーズに応えるため、社会教育主事をはじめとする専門的な知識や技能を持った公的指導者を計画的に養成します。
- ② 知識や技術、経験を持つ意欲ある人材を町民に求め、研修機会の充実を図り、学習指導者を発掘し養成します。
- ③ 町民の様々な学習活動のニーズに対応するため、学習プログラムや指導者バンクの整備充実を図り、誰でも気軽に活用できるよう町民に周知するとともに、家庭や学校、学習グループ等で有効に活用します。

(2) ボランティアの育成と体制整備

- ① ボランティア活動が日常的に楽しい活動として取り組めるよう、その機会を増やすとともに、自らの知的、精神的世界を広げ生きがいにつながるよう環境を整備します。
- ② ボランティア活動に必要な専門的知識や技術を習得する場と機会の提供に努め、ボランティアリーダーを育成します。
- ③ ボランティアに関する情報を収集し提供するとともに、相談体制の整備に努め、各種ボランティア団体の活動を支援し、ボランティアの育成と組織化、自主活動の活発化を図ります。

(3) 学習グループの育成

- ① 学習グループの自主的な活動を促進するため、社会教育関係団体等の指導者研修会を開催するとともに、講師を派遣するなど学習グループの活動を担う人づくりを支援します。
- ② 社会教育関係団体をはじめ、ボランティア団体やグループ活動の促進を図るため、公・民の役割分担を踏まえ、活動の場や情報の提供、団体の紹介、後援、共催、助成、委託などを通じて、連携や活動への支援を進めます。
- ③ 自主的な学習活動を始める団体や学習グループ等を積極的に支援するため、講師や指導者の派遣制度を充実し情報を提供します。



放課後子ども教室
(茶道体験での様子)



土曜日の学習支援活動
(手話を体験しようでの様子)

3 学習の場の提供



町民の学習活動を推進していくためには、活動の場である各種学習施設の整備は欠かすことができません。

長沼町には、図書館、スポーツセンター、プール、野球場、サッカー場、パークゴルフ場、スキー場などの社会教育施設があります。また、教育機関としては、幼稚園型認定こども園、小・中学校や長沼高等学校があります。この他にも保育園、児童センター、地区会館等があります。



長沼町図書館



中央長沼水泳プール

今後、より一層の学習活動を活発化させるために、多様化する町民の学習ニーズに対応した施設整備が必要です。既存の社会教育施設や令和9年度開校予定の一体型義務教育学校の施設開放を最大限に活用するとともに、学習施設を身近で利用しやすいものとしていくことが望まれます。

また、各種学習施設には、相互のネットワーク化を図り、これまで以上に連携した施設運営が求められています。



北長沼スキー場

<施策の体系>

- 学習の場の提供
- (1) 図書館の機能拡充
 - (2) 学習関連施設の拡充と活用の促進

【主な施策】

(1) 図書館の機能拡充

- ① 読書の普及をはじめ、町民の学習活動を支援するために、計画的な資料整備を図り、全ての町民が等しくサービスが受けられるよう、各年齢層に配慮したサービスの充実を図ります。
- ② 子どもの読書に親しむ心を育むため、図書館ボランティアや関係各課・機関との連携を図り、家庭における読書活動を推進します。
- ③ 町民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、W i f i環境を利用した、多様な学習機会の提供を図ります。
- ④ 調べ学習などの学校教育等を支援するため、図書館の有効活用や学校図書館と連携します。
- ⑤ 幼児の主体的な図書館利用を支援し、移動図書館車の効果的運行と配本サービスの向上を図り、地域における図書館サービスの充実に努めます。
- ⑥ 近隣町の図書館との広域個人貸し出し事業や、北海道立図書館等との相互貸借制度の積極的な活用を図り、利用者のリクエストやレファレンスサービスの充実に努めます。



図書館 ギャラリー



移動図書館 ふれあい号



(2) 学習関連施設の拡充と活用の促進

- ① 各施設の使用申込手続の一層の簡素化など、町民が利用しやすい施設運営を目指すとともに、利用増に向けた施設の計画的な充実を図ります。
- ② 社会教育施設や学校体育館などの教育機関との連携を強化し、施設の特長を生かした学習活動を創出するとともに、学習機会の充実に努めます。
- ③ 学校並びに社会教育施設などが、地域住民の学習拠点の場として機能を発揮できるよう、施設の整備充実に向け検討します。

4 学習成果の評価と活用



誰もが社会の中で生き生きと自分を活かすためには、日頃の意欲的な学習活動が欠かせませんが、さらにその学習成果が様々な形により社会で活用でき、個人の生涯学習による生きがい追求が、創造性豊かな社会の実現に結びつくよう体制を整備することが求められます。

生涯学習の成果を活用して社会の諸活動に参加することは、個人の喜びであると同時に、社会の発展にとっても必要なことです。

このため、学習の成果を発表する機会の提供や、学習成果を生かして他の人の学習に役立つ指導者やボランティアとして活用できる制度の充実を図ります。



放課後子ども教室
(ゲートボール体験の様子)

<施策の体系>

学習成果の評価と活用 (1) 学習成果の評価と活用場の確保

【主な施策】

(1) 学習成果の評価と活用場の確保

- ① 学習成果が地域社会やボランティアなどの実践的な活動の場で発揮されるよう環境を醸成します。
- ② 学習者が日常的に成果を発表できる場の提供に努めます。また、その企画、運営に対しても支援します。
- ③ 長年にわたって培ってきた知識や技術、経験を有する人々が、地域づくりの指導者や協力者として活躍できるよう、地域の潜在的な指導者人材を発掘し活用します。

5 生涯学習による地域づくりの推進



地域は、高齢化に伴う福祉の問題、食をはじめとする安全の問題、防災、環境、消費など様々な現代的課題を抱える中、地域コミュニティとしての役割も、これまで以上に重要なものとなっています。



しかし、過疎化、人口減少・少子高齢化、社会の成熟化などの社会環境の大きな変化により、地域住民の連帯意識が希薄になってきており、地域社会の活力や教育力の低下が叫ばれ、地域のコミュニティとしての役割が弱まってきていると言えます。

地域コミュニティの活性化のためには、地域住民自らが知恵と工夫を凝らした自主的な学習活動が求められます。また、地域全体で生涯学習に取り組み、住民が共に学び合える生涯学習による地域づくりを進めることも望まれています。

<施策の体系>

生涯学習による地域づくりの推進 (1) 地域コミュニティの充実と支援

【主な施策】

(1) 地域コミュニティの充実と支援

- ① 行政区や地域を基盤とするコミュニティ組織の一層の充実を図るために、関係機関や団体と連携し、生涯学習に取り組む機運を高め、町民が共に学び合える生涯学習のまちづくりを推進します。
- ② 町民が、地域の一員としての自覚を持ち、地域づくりの活動に主体的に参加するよう町民主体の「誰もが気軽に集える場」づくりを目指し、その支援体制を整備します。
- ③ 町民と行政との協働のまちづくりを実践するため、地域担当職員制度や出前講座を利用し、情報の共有と収集、地域活動の助言、課題解決及び地域の活性化を図り、パートナーシップの関係で行政区自らが自主的な地域づくりができるよう体制づくりの強化を進めます。



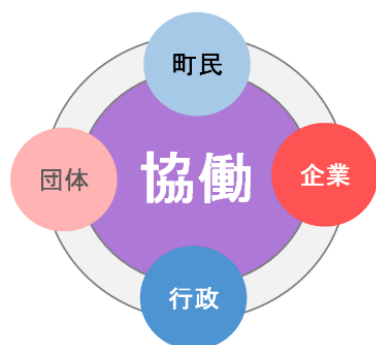
6 生涯学習推進体制の整備



生涯学習を推進する行政内部の組織として、平成13年に「長沼町生涯学習推進本部」と「長沼町生涯学習推進協議会」が設置されています。「協働のまちづくり」推進の観点からも、これらの組織がより一層、機能することが求められます。

生涯学習は、町民が自主的・主体的に進めていくものであり、その手段や方法も学習者によって自由に選択されるものです。こうした町民の学習ニーズに対応する学習機会への支援は、行政や民間の学習関連機関等から様々な方法や形態で提供されています。

特に、行政が行うべき学習機会の提供については、文化、教養タイプのものから社会参加型や問題解決型の学習、あるいは学習成果の活用を見込んだ内容のものなど、学習者が活動するために必要な力を養う学習へと重点を移行させていくことが求められています。



今後も生涯学習の推進にあたっては、生涯学習の理念を踏まえ、町全体として取り組む意識の高揚を図っていくとともに、町内の関係機関や団体等との連携を強め、町民の生涯学習活動を積極的に支援していきます。

また、町民と行政が共に協力し行動していく「協働のまちづくり」を進めるためにも、その根幹にある生涯学習を推進する体制の整備と充実が求められています。

<施策の体系>

- 生涯学習推進体制の整備
- (1) 生涯学習推進体制の整備
 - (2) 近隣市町や教育機関等との連携

【主な施策】

(1) 生涯学習推進体制の整備

- ① 行政内部の各課横断的な連携の必要性から組織された「長沼町生涯学習推進本部」と「長沼町生涯学習推進協議会」の連携による生涯学習を総合的に推進します。

(2) 近隣市町や教育機関等との連携

- ① 町民の学習活動の広域化に配慮して、近隣市町との広域的な社会教育施設の相互利用等、公共施設の利用提携を推進するとともに、文化やスポーツイベントにおける広域での協力体制、交流事業の連携を強化します。
- ② 高等教育機関等との連携による各種講座、研修の充実に努めます。